

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合開催記念

安全安心な社会の実現に向けた

実動機関の連携に関する討論会

国民保護の観点から見た 多機関での情報共有・連携の重要性

国土舘大学 防災・救急救助総合研究所
中林啓修（Hironobu NAKABAYASHI）

国民保護法の概要

1. 国民保護法は武力攻撃事態等において、**国民の生命、身体及び財産の保護**を図ることを目的とした法律。
2. 武力攻撃事態、武力攻撃予測事態および緊急対処事態の認定を前提としており、**事態対処法の執行法**としての性質を持つ。
3. 国や自治体、関係機関・団体および国民の責務を明確にし、国の方針のもとで対応する**トップダウン型の制度**とされる。
4. 主な内容は、**避難、救援、対処（被害軽減）**であり、救援は災害救助法に準じた内容となっている。
5. 制定時の国会答弁から**災害対策基本法や災害救助法の規定を援用した制度**と認識されている。
6. 外国からの武力攻撃を前提としているため、**国民保護法はジュネーブ諸条約第一追加議定書における文民保護（Civil Defense）を国内法化したもの**として理解すべきもの（H16防衛白書等）。

国民保護法が想定する事態

事態		定義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(事態対処法第2条) ----- 弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、着上陸侵攻、航空攻撃
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態(事態対処法第2条)
緊急対処事態		武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの(事態対処法第22条) * 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 * 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 * 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 * 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

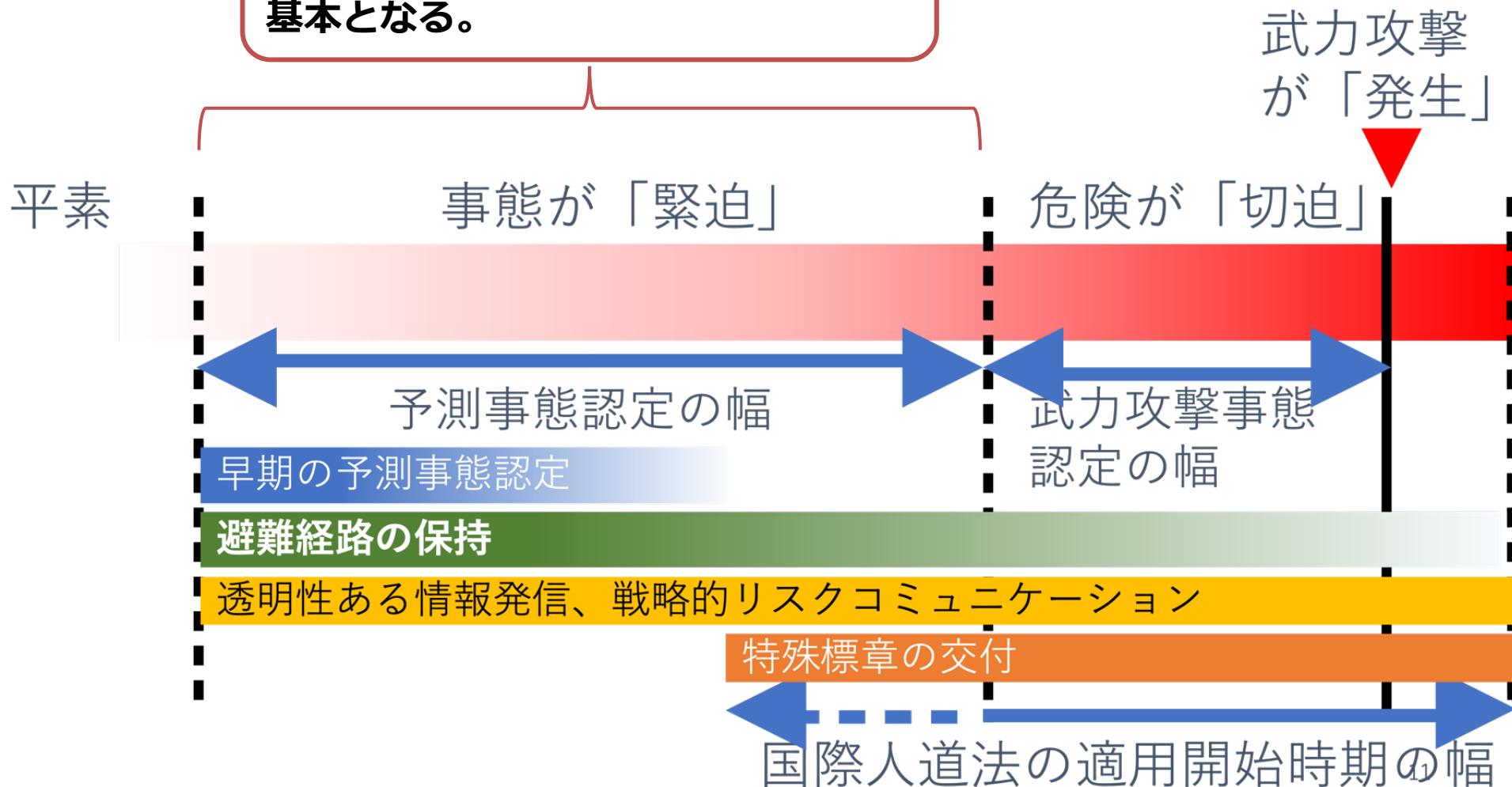
✓ 存立危機事態や重要影響事態では国民保護法は適用されない。

存立危機事態：我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

重要影響事態：そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

武力攻撃事態等における避難のタイミング

武力攻撃事態等での国民保護における「避難」は「予測事態」で行うことが基本となる。



✓ 広域

➤ 複数県

✓ 大規模

➤ 数万～数十万人単位

✓ 長期

➤ 数ヶ月～数年

国民保護措置における情報共有の重要性

✓ 広域でのCOPの重要性・必要性

- 武力攻撃事態等における避難は、複数の都道府県にまたがる「広域避難」となる可能性が高いがゆえに、従来以上に関係機関間で視覚的な認識共有が重要になる。

✓ 多機関でのCOPの重要性・必要性

- 広域での大規模避難となる武力攻撃事態等での避難には様々な規模や機能を担う機関が連携・協力する必要がある。
- 特に、オペレーション上、秘匿すべき情報の多い自衛隊や治安機関等との認識共有において、SIP4Dの役割は大きい。

COP : Common Operational Picture / 共通作戦図 (共通状況図)

フェーズ (時期)	平素	平素 (緊迫期)	武力攻撃 予測事態	武力攻撃 事態	復旧・復興
SIP4D 活用の 効果	訓練・演習における認識共有	シミュレーションによる実効的な避難計画等の立案	避難措置の実施等における認識共有 / 様々な「現場」からの情報入力	被害情報や救援状況等に関する認識共有 / 残留者への支援・把握	被害情報、復旧状況、住民帰還状況等についての認識共有